

年金委員について

1. 公的年金制度に関する民間協力員について

(1) 民間協力員の必要性

- 国民皆年金を維持していくためには、国民の連帯意識に基づき、自発的な年金保険料の納付や各種届出の履行等が必要。
- そのため、国民が身近な人間関係や生活の中で、公的年金の役割等について理解を深め、行動につなげていくことを支援する民間協力員の存在が重要。

(2) 現行の民間協力員

①「国民年金委員」(約1万3千人)

- ・国民年金制度の周知・広報、相談業務などを行う民間協力員として、地域の民生委員や自治会長などから委嘱。

②「社会保険委員」(約18万5千人)

- ・厚生年金保険及び健康保険に関する指導・相談を行う民間協力員として、適用事業所の事業主の推薦する者（福利厚生担当者等）から委嘱。

2. 年金委員制度の必要性

- 現行の民間協力員は、公的年金制度の啓発のほか、被保険者等からの相談に応じることをその職務としており、安心して相談いただけるようにするために、委員を法定化した上で、委員の法律上の守秘義務を規定し、相談者の個人情報の保護を図ることが必要。
- また、雇用の流動化が進行し、国民年金の第1号被保険者、厚生年金保険の被保険者（第2号被保険者）及びその被扶養配偶者（第3号被保険者）の異動が頻繁に行われる状況の下で、制度横断的に一貫した啓発・相談活動が重要。
- このため、職場及び地域において、国民年金及び厚生年金保険を一体的に捉えた啓発・相談活動を実施する民間協力員として、「年金委員」を法律上制度化することとする。

船員保険制度の在り方に関する検討会報告書（概要）

制度の現状等

○被保険者数の減少

平成 16 年度約 6.3 万人であり、減少傾向に歯止めがかかるていない状況。

○職務上年金部門の財政問題

平成 10 年度以降単年度収支が赤字。ケースにより財政破綻する将来試算も見られた。

○特別会計改革

船員保険特別会計について、他の特別会計との統合や国以外の主体による運営を求められている。

○社会保険庁改革

船員保険の保険者である社会保険庁は、平成 20 年秋に年金運営新組織と政管健保公法人に分離。

検討の視点

○財政の長期安定性の確保

職務上年金部門の財政問題を船員保険の中だけで解決することには限界がある。

○制度分立による不都合の解消

船員保険の失業部門と雇用保険の間で被保険者期間を通算できない。

○船員労働の特殊性への配慮

海上という厳しい労働環境や、長期にわたり家庭を離れなければならないなどの船員労働の特殊性に配慮。

今後の基本的な方向

職務上疾病・年金部門、失業部門 → 労災保険、雇用保険に相当する部分をそれぞれ統合。
船員保険の上記以外の部分 → 国以外の公法人で実施。

統合に当たつての留意事項

○積立不足額の取扱い

職務上年金部門と労災保険の統合に当たって、積立不足額約 1,700 億円（平成 17 年度末）が生じるためその償却が必要。償却に当たっては、保険料負担によるほか積立金等の充当や償却期間等を検討。

○船員労働の特殊性を踏まえた給付の取扱い

船員法に根拠を有する独自給付や、今後の検討で必要不可欠と判断される独自給付は、引き続き給付できる仕組みを構築。

○福祉事業の取扱い

真に必要な事業を精査して実施。無線医療センターの運営等特に船員労働の特殊性との関連が深い事業については引き続き実施。福祉施設の整理合理化に取り組み、国以外の主体による管理運営も検討。

○事務の効率性等

事務の効率性や被保険者等の利便性の確保等に配慮。統合後の保険料率の合計が可能な限り統合前の水準並みとなるよう検討していくことが適当。

- 新制度実施までには相当の移行期間が必要。それまでの間は社会保険庁（年金運営新組織）で暫定的に事業運営。
- 一般制度との統合の具体的な形について、今後 1 年程度の期間をかけて関係者で協議・検討し合意形成を図る。

船員保険制度の在り方に関する検討会名簿

- ◎岩 村 正 彦 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
- 野 川 忍 (東京学芸大学教育学部教授)
- 西 村 万里子 (明治学院大学法学部政治学科教授)
- 藤 澤 洋 二 (全日本海員組合 副組合長)
- 三 尾 勝 (全日本海員組合 政策教宣局長)
- 山 口 守 (全日本海員組合 総合政策部長)
- 龍 井 葉 二 (日本労働組合総連合会 総合政策局長)
- 江 口 光 三 (社団法人日本船主協会 労政委員会委員)
- 谷 口 征 三 (社団法人日本旅客船協会 副会長)
- 堀 博 道 (日本内航海運組合総連合会 船員政策委員会委員)
- 小 坂 智 規 (社団法人大日本水産会 常務理事)
- 松 井 博 志 (社団法人日本経済団体連合会国民生活本部長)

(◎は座長、○は座長代理 順不同)

保険医療機関等に対する指導・監査等の事務の実施体制について

(現行制度)

現在、地方社会保険事務局（都道府県単位）で実施している医療保険関係事務は、以下の通り。

1. 保険医療機関の指導監督の事務

- ①保険医療機関等の指導・監査、保険医療機関の指定、保険医の登録等
- ②施設基準の届出の受理、地方社会保険医療協議会の運営等

2. 審査請求事件に対する社会保険審査官の事務

○健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、石炭鉱業年金基金法及び国民年金法の規定による被保険者資格、標準報酬、保険給付に関する処分（国民年金法については保険料その他徴収金の賦課、徴収に関する処分を含む。）についての審査請求事件を取り扱う独任制の第1次審査機関

3. 社会保険診療報酬支払基金（各都道府県支部）に対する指導監督事務

- ①業務又は財産の状況に関する報告・検査
- ②適正な運営を確保するための監督上必要な命令
- ③診療報酬請求書の審査にかかる審査委員会からの申し出（診療担当者に対する出頭、説明、報告、関係書類の提出要請等）についての承認



(見直しの方向)

- 現在は、社会保険事務を実施する地方社会保険事務局において実施しているが、上記の事務は本来行政事務であることから、社会保険庁の廃止に併せて、厚生労働本省の地方厚生局（ブロック単位）に移管。
- その際、医療機関や審査請求人の負担軽減、地域医療との連携、事務の効率性等を考慮し、都道府県の区域を単位とした対応が必要。

住民基本台帳ネットワークシステムの活用による住所変更等の届出の省略

1 現在の社会保険庁における住基ネットの活用

社会保険庁においては、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）から、本人確認情報の提供を受けて、

① 20歳到達者情報の取得による国民年金の加入勧奨・職権適用（平成15年4月～）

② 裁定請求の際の住民票の写しの添付省略（平成15年10月～）

を実施しており、

③ 年金受給者の生存確認による現況届の省略（平成18年10月～（12月生月者から省略の対象））
を実施する予定としている。

2 住基ネットの利用拡大の概要

(1) 国民年金の未加入者対策（平成18年度～）

34歳に到達した者の本人確認情報を住基ネットから取得し、国民年金が適用されていない者（未加入者）に対して資格取得届出の勧奨等を行う。

(2) 国民年金、厚生年金等の被保険者等の住所変更等の届出の省略（平成23年4月～）

現在、国民年金、厚生年金等の被保険者・年金受給権者の住所等が変更になった場合には、市町村又は事業所を通じて届け出でいただいている。これについて、住基ネットから被保険者・年金受給者の本人確認情報を取得し、ねんきん事業機構において記録を変更することにより、住所変更等の届出が不要となる。

3 住民基本台帳法及び国民年金法等の改正

住民基本台帳法においては、住基ネットからの本人確認情報の提供先及び提供目的（事務）を法律上限定していることから、同法の改正を行う。また、大半の被保険者・年金受給者の住所変更等の届出を不要とするため、国民年金法等の改正を行う。

4 廃止する届出の種類・割合（粗い試算をしたもの）

※数値は、「処理データ量」も含まれ、正確な件数ではない。

社会保険庁への 申請・届出	年金受給権者現況届	氏名・住所変更届等		算定基礎届	賞与等支払届
		平成18年10月～ 段階的に廃止	平成23年4月～ 段階的に廃止		
件数・処理量	約 1億3,600万	約 2,600万	約 700万	約 3,300万	約 1,200万
	100%	約19%	約 5%	約24%	約9%

社会保険と労働保険の連携の推進について

1. 現 状

(1) 社会保険・労働保険徴収事務センターの設置 (15年10月1日設置)

保険料徴収事務を一元的に処理するため、全国の社会保険事務所（312カ所）に社会保険・労働保険徴収事務センターを設置

【実施事務】

ア 保険料算定の基礎となる賃金や保険料額の届出の受付 (15年10月1日開始)

社会保険の算定基礎届及び労働保険の保険料申告書等を受け付ける。

イ 賃金・保険料額に関する事業所調査の共同実施 (15年10月1日開始)

徴収や適用の適正化のための社会保険の調査官総合調査及び労働保険の算定基礎調査を共同で実施する。

ウ 事業所説明会の開催 (16年3月1日開始)

社会保険の算定基礎届説明会及び労働保険の年度更新説明会を開催し、あわせて両保険の適用勧奨、制度改正周知などを実施する。

エ 滞納整理の実施 (16年4月1日開始)

社会保険と労働保険の保険料をいずれも滞納している事業所（共通滞納事業所）について保険料の納付督促を共同で実施し、差押えなどの滞納処分については、社会保険の職員が労働保険についても実施する。

(2) インターネットによる社会保険と労働保険に係る届出の一括受付 (15年10月27日から順次実施)

インターネットを利用して、事業主が365日24時間、自宅や会社から時間の制約なく保険料徴収関係の届出を含め、社会保険と労働保険の各種届出の共通項目については一括（7グループ19届出）して行うことができることとした。

2. 今後の取組

(1) 法律改正事項

① 社会保険の算定基礎届と労働保険の年度更新の期限の統一（20年4月施行）

労働保険における年度更新（当該年度の概算保険料及び前年度の確定保険料の申告納付）の期限を、社会保険の標準報酬月額の算定に関する届出の期限である7月10日に統一することにより、事業主による手続の簡素化等を図る。

② 現物給与の評価の統一（20年4月施行）

報酬等の一部が通貨以外の現物（住居、食事等）で支払われる場合の評価について、社会保険・労働保険とも厚生労働大臣が定めることに統一するとともに、現物給与の標準価額を都道府県単位で統一して定めることとする。

③ 労働保険の適用事業所に関する資料の提供要求（公布日施行）

社会保険と労働保険の連携の一環として、適用事業所に関する情報提供を行えるよう、都道府県労働局等が社会保険事務所等の官公署に対し、事業所に関する情報提供を求めることが可能とする。

※今通常国会に提出する「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（仮称）」に盛り込む。

(2) その他の事項

① 社会保険・労働保険に関する届出手続の改善

ア 社会保険・労働保険徴収事務センターの受付範囲拡大（18年10月から実施）

平成15年10月から社会保険事務所に設置されている社会保険・労働保険徴収事務センターにおいて、社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新時の申告書の受付を行っている。この受付範囲について、電子申請・届出システムにより受け付けている届出（7グループ19届出）にまで順次拡大する。